

令和8年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより婚姻に伴う経済的負担を軽減することを目的に、住居費、リフォーム費用および引越費用の一部について、予算の範囲内で令和8年度草津市結婚新生活支援補助金（以下「令和8年度補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 令和8年4月1日から令和9年2月26日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日）までの間に婚姻を機に草津市内で新たに住宅を購入し、または賃借する契約に関する費用のうち、購入費、賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料ならびに賃貸借契約書に記載があり、かつ、契約の条件となっている鍵の交換費用、清掃費用、賃貸保証料、火災保険料および更新料（生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあつてはその全額、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては住宅手当分に相当する額、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象部分がある場合にあつては当該支援対象部分に相当する額を除く。）をいう。ただし、婚姻日より前に取得または賃借した住宅にあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得または賃借した住宅に限る。
- (3) リフォーム費用 令和8年4月1日から令和9年2月26日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日）までの間に婚姻を機に草津市内で居住する住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く。）をいう。ただし、婚姻日より前に実施したリフォームにあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施したリフォームに限る。
- (4) 引越し費用 令和8年4月1日から令和9年2月26日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日）までの間に婚姻を機に草津市内の住宅に引越しする際に要した費用のうち、引越し業者または運送業者へ支払った費用をいう。ただし、婚姻日より前に実施した引越しにあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した引越しに限る。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体または民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(交付の対象者)

第3条 令和8年度補助金の交付の対象となる新婚世帯（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 申請時において、夫婦の双方または一方の住民票の住所が、申請に係る住宅の住所となっている世帯
- (2) 婚姻日において、年齢が夫婦ともに39歳以下である世帯
- (3) 夫婦の所得（夫婦に係る令和7年分の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号の合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）を合算した金額。以下同じ。）が500万円未満（貸与型奨学金の返済がある場合にあっては夫婦の所得からその返済した額を控除した金額が500万円未満）である世帯
- (4) この要綱の規定による補助金の交付を受けたことがない世帯
- (5) 交付申請の時点において、夫婦いずれの者も、納期限が到来している草津市税および国民健康保険税を滞納していない世帯
- (6) 申請時を起点として、3年以上継続して居住する意思がある世帯
- (7) 次に掲げる講座等のいずれかを交付決定年度内に夫婦ともに受講した世帯

ア ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）

イ プレコンセプションケア（若い男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合うこと）に関する講座の受講

ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談

エ 共家事・共育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講

2 前項に規定するもののうち、次の各号のいずれかに該当する場合には補助の対象としない。

- (1) 夫婦の双方が、本市、他市区町村または都道府県におけるこの要綱と同様の趣旨による給付を受けたことがある場合
- (2) 過去に本市、他市区町村または都道府県におけるこの要綱と同様の趣旨による給付を受けたことがある夫婦が離婚し、その一方が再婚した場合に、その離婚日が再婚姻日から起算して1年以内である場合

3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定するもののほか、令和7年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和7年草津市告示第220号。以下「令和7年度要綱」という。）の規定による補助金の交付を受けた世帯であって、当該交付の額が、当該世帯に係る令和7年度要綱に定める補助金の限度額に達しなかったもの（令和7年度要綱の補助金の申請において補助対象者に該当することが決定されたものの、補助金の交付を受けられなかった世帯を含む。）は、補助対象者とする。ただし、第1項第1号および第5号に該当しない場合は、この限りでない。

(補助金の額等)

第4条 令和8年度補助金の額は、住居費、リフォーム費用および引越し費用を合算した金額に相当する額とし、1世帯当たりの限度額は、次の各号に掲

げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 婚姻日における年齢が、夫婦ともに29歳以下である新婚世帯 60万円
 - (2) 前号以外の新婚世帯 30万円
- 2 前条第3項の補助対象者に係る令和8年度補助金の額は、住居費、リフォーム費用および引越し費用を合算した金額に相当する額とし、当該補助対象者に係る令和7年度要綱に定める補助金の限度額から令和7年度要綱の規定により交付を受けた補助金の額を差し引いて得た額を限度とする。
 - 3 前2項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書)

第5条 令和8年度補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、草津市結婚新生活支援補助金交付申請書兼請求書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類(申請者が第3条第3項の補助対象者である場合は、第1号、第3号および第10号の書類を除く。)を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本もしくは戸籍抄本
 - (2) 住民票(申請に係る住宅の住所に居住している者に限る。)
 - (3) 令和8年度(令和7年分)所得・課税証明書
 - (4) 本人の口座が特定できるものの写し
 - (5) 物件の売買契約書および領収書その他の支払が確認できる書類(以下「領収書等」という。)の写し(住居費(物件の購入に係る費用に限る。)の補助金の交付を申請する場合に限る。)
 - (6) 物件の賃貸借契約書および領収書等の写し(住居費(物件の賃貸借に係る費用に限る。)の補助金の交付を申請する場合に限る。)
 - (7) 住宅手当支給証明書(別記様式第2号)(住居費(物件の賃貸借に係る費用に限る。)の補助金の交付を申請する場合に限る。)
 - (8) リフォームに係る工事請負契約書または請書および領収書等の写し(リフォーム費用の補助金の交付を申請する場合に限る。)
 - (9) 引越しに係る領収書等の写し(引越し費用の補助金の交付を申請する場合に限る。)
 - (10) 貸与型奨学金を返済したことがわかるもの(貸与型奨学金を返済していた場合に限る。)
 - (11) 講座等を受講したことを証明するもの
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の書類の提出をもって、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書および規則第16条第1項に規定する補助金等交付請求書の提出があったものとみなす。
 - 3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合は、補助対象者への該当の有無その他の申請内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、規則第6条に規定する通知(以下「決定通知」という。)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による通知により、規則第14条に規定する額の確定通知をしたものとみなす。

5 第1項の規定による交付申請の提出期限は、令和9年2月26日までとする。

(交付申請の例外)

第6条 令和8年度補助金の予算の範囲を超えた日以後または第5条第5項の提出期限後において、補助対象者（第3条第3項の補助対象者を除く。）に該当することの決定を求めることのみを目的に、同条第1項の規定による交付申請を行うことができる。この場合において、申請者は、同条第1項第4号から第9号までの書類の添付を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、第5条第3項の規定にかかわらず、補助対象者への該当の有無を審査し、草津市結婚新生活支援事業決定通知書（別記様式3号）により通知するものとする。

3 第1項の規定による交付申請の提出期限は、第5条第5項の規定にかかわらず、令和9年3月31日とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和8年6月1日から施行し、令和8年度の事業に適用する。

2 この要綱は、令和8年4月1日以後に発生した住居費、リフォーム費用および引越し費用に適用する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。